教育のあり方について「戦争への道」をはしる

安部さんの「国家戦略」に疑問を持つべし

―教育委員会へ首長主導型は教育の自主性が壊される―

質問→文部科学省の「思考・やり方」は、少人数学級の施策は拒否反応、世界一高いといわれる教育における個人負担額は、そのままに放置されるなど「教育条件の整備」は、そのままにして、教育の再生を叫び、世界に勝てるグローバル人材の育成、学力テストの実施や《道徳の教材化》など「戦争賛美・戦争が出来る国づくり」をめざし、弱肉強食という「国家戦略」に沿った、人づくり教育を目指していると思えて仕方ありません。「教育委員会の首長主導型行政」を企てるなど、教育委員制度の《改悪》を目標におきました。教育の地方自治と言う、戦後の教育の歴史を、踏みにじろうとしています。この歴史の動き、大きな、世の中の流れをどのよう思われますか、お答え下さい。

教育長→教育は、不当な支配に服することなくという教育基本法の理念のもと、産業経済の成長の中で、世界トップレベルの教育が行われ、その時々の経済的、政治的背景の中で、教育改革が推し進められてきました。昨今は、国からのトップダウンで、教育制度改革が矢継ぎ早に行われようとしております。教育制度は、新しい時代に対応して変革しなければならないものであるとは思いますが、教育改革に当たっては、あるべき教育の姿を明確にした上で、戦後の教育の歩みと到達点を総括するとともに、子どもたちの立場に立った改革が大切であると考えております。今後、教育制度がどう変わろうとも、これまで、何度も申し上げているとおり、学校の主人公は子どもであります。　自らに誇りと自信を持ち、主体的によりよい社会を切り開く生きる力の育成を教育理念として、今後の津山市の教育を推進してまいりたいと考えております。教育行政と学校現場の意思統一を図り、子ども、保護者、地域と教員の心が通う教育を進め、学力の向上や豊かな人間性、社会性の育成に努めてまいります。

―子育て・保育問題の安倍国家戦略に「乗るのは危険」

質問→子育て・保育問題ですが、国家戦略について、まず、お聞きしますが、消費税の値上げ分、社会保障にまわすといわれる、約６千億円の半分に値する、三千億円が「子育て関係予算まわった」といわれていますが、実は、この、増額分は昨年までは、一般財源でまかなっていた「交付金」などの、「付け替えた予算」でしかありません、実質的には、交付税分が、削られて、その代理として、消費税を当てるというペテンといわれる仕組みを作りだし、この点では、そもそもで言いますと、日本の子育て予算は、世界の先進国の中でも極端に低い、少ないものになっており、家族関係社会支出の対 GDP 比率で、０、九六％で、フランスやスエーデンなどの約三分の一です。政府の「面玉商品」とも言うべき、「待機児童解消加速化プラン」なるものにしましても、保育に「企業の参入を推進し、公的な保育制度を後退させるもの」でしかありませんが、どのように思われますかお答えください。

消費税増税による「社会保障費充実論」

は国家戦略の「ペテン」でしかない

―今までの一般財源を削り、消費税をあてる?―

答弁→現在得ています情報では、平成二七年十月に消費税が十％に引き上げられた段階で、七千億円が子育て支援施策に充てられることが決まっているようです。現在の八％による増収分は八兆一千億円ですが、国の会計年度と企業の事業年度の違いから初年度は五兆一千億円と見込まれています。そのうちの一割の五千億円が社会保障の充実に充てられ、残りの九割は安定化と維持に充てられるようです。その意味では、議員ご指摘のとおり、拡充策に充てられるのはわずかですから、この時点では期待外れで、本当に拡充策がフルメニューで行われるのは十％になってからと認識しており、増税の是非はともかく、子育て支援事業の拡充においては、期待をしております。社会保障の充実に充てられる５千億円のうちの３千億円が、待機児童解消などの子育て支援の財源です。その「待機児童解消加速度プラン」による企業の参入は、多様な事業者の能力活用の観点から議論されていると聞いております。津山市においては、待機児童がいないため、この制度には対応しておりません。

消費税増税などは、企業が求める仕組みであり、行政が期待しているようにはならないのでは

質問→子ども・子育てに関係しての再質問ですが、消費税が１０％になってから、「本格的な大支援策がある」との期待する旨の答弁もありましたが、子ども・子育て支援制度は、消費税増税と「抱き合わせ論」として出てきたのは事実です。市が民間株式会社と協定を結び「公私連携保育」とかの、妙な制度が生まれようとしており、津山市だけの責任というものではありませんが、これは、「公聞の責任」を「私」にゆだねる方針です。消費税増税と同時に、企業が、求めてきた「保育所制度の「改悪」であり、社会福祉法人とのイコールフッティングを実現したものだと、私は、思っています。津山市などが期待する「消費税増税分を、真の意味での保育所運営などに充実させる仕組みになる」とは思えませんが、企業の負担軽減にも結び付くと思われますが、一概では無いと申しておきます。

答弁→子ども・子育て支援新制度において、企業の参入が可能ですが、認可には、経済的基礎や社会的信望、社会福祉事業の知識経験など、一定の要件が必要です。公私連携法人とは、公立の認定こども園の運営を民間が行う場合の、新制度における新たな仕組みのことであります。こうした点につきましては新制度でも変更がないようですので、現在のところ、完全なイコールフッティングの実現には至っていないと認識しています。